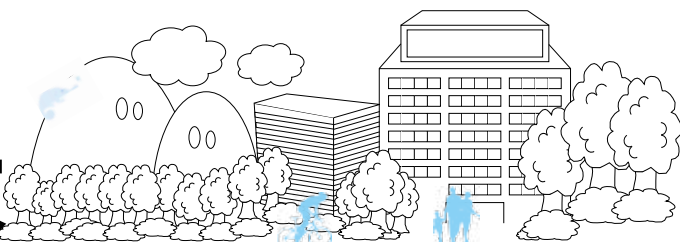


かすみがうら市職員の給与や勤務条件などをお知らせします

市職員の給与公表



「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員や特別職の給与・職員数状況などをお知らせします。なお、詳しくは、市ホームページで9月30日〆までに公表します。問 総務課職員係(千代田庁舎)

Ⅰ 給料〔平成26年4月1日現在〕

① 平均年齢と平均給料月額

一般行政職		消防職	
平均年齢	平均給料	平均年齢	平均給料
42.3 歳	326,000 円	41.0 歳	324,800 円

② 職員の初任給などの状況

区分	区分	大学卒	高校卒
一般行政職	初 任 給	172,200 円	140,100 円
	10 年経過	250,400 円	205,400 円
	15 年経過	288,400 円	250,400 円
	20 年経過	321,900 円	288,400 円
消 防 職	初 任 給	197,200 円	158,100 円

③現在の基準によるもので、採用時期により異なります

③ 一般職員の期末・勤勉手当支給割合〔実績〕

区分	6 月期	12 月期	合計
期末手当	1.225 月分	1.375 月分	2.6 月分
勤勉手当	0.675 月分	0.675 月分	1.35 月分

④ 特別職などの報酬の実績

区分	給料月額	区分	報酬月額
市 長	389,500 円	議 長	334,000 円
副市長	592,000 円	副議長	285,000 円
教育長	546,000 円	議 員	269,000 円
期末手当	6 月期 1.4 月分／12 月期 1.55 月分		

⑤市長給料は、平成22年10月から平成26年7月22日まで50%を削減する特別措置を講じていました。

Ⅱ 職員数〔平成26年4月1日現在〕

① 職員採用試験の実施状況〔平成26年4月1日採用〕

職種	応募者数	受験者数	採用者数
行政職	49 人	41 人	10 人
消防職	180 人	135 人	2 人

② 退職者の状況〔平成25年度〕

区分	定年	勸奨など	合計
	11 人	27 人	38 人

③ 部門別職員数の状況 ▶ 合計 409 人

一般行政部門	教育部門	消防部門	公営企業
267 人	28 人	82 人	32 人

④再任用職員(2人)を含む

Ⅲ 勤務条件ほか

① 標準的な勤務時間

1日につき7時間45分(開始時刻8:30 終業時刻17:15、休憩時間12:00～1時間)の勤務時間とし、1週間で38時間45分と定めています。

② 年次休暇の状況〔平成25年度〕

区分	付与日数	取得日数	取得率
	38.58 日	9.72 日	25.2%

③ 職員研修・職員の人事評価の実施状況

職員一人ひとりの資質と能力を向上させ、市民の信頼に応えていくため、「人材育成基本方針」に基づき職員研修計画を定め、公務員倫理研修やマネジメント研修のほか、茨城県自治研修所への派遣研修、通信教育研修費助成などを実施しました。

職員の主体的な職務遂行や能力開発、効果的な人材育成の推進を目的に、人事評価を実施し、その結果を勤勉手当の成績率に反映しています。

④ 職員の分限・懲戒処分状況〔平成25年度〕

分限処分	休職7件	懲戒処分	0件
------	------	------	----

⑤ 育児休業などの状況〔平成25年度新規〕

育児休業	6人	育児部分休業	1人
------	----	--------	----

保育園・幼稚園などを利用希望される皆さんへ

問 子ども家庭課
(千代田庁舎)

平成27年
4月から

「子ども・子育て支援新制度」が始まります

幼 児期の教育や保育、地域の子ども・子育てを総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートします。この制度は、質の高い幼児期の教育や保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援策の充実を図るため、育児制度の枠組みを見直すものです。詳しくは、子ども家庭課(千代田庁舎)へお問い合わせください。

Point!

入所方法が変わります

就労などの理由で保育所や認定子ども園での保育の利用を希望される場合は、市から「保育の必要性」の認定を受けただうで、市が希望施設を踏まえて利用を調整します。幼稚園への入園を希望される場合は、幼稚園に直接利用申込をしてください。

Point!

幼稚園などの保育料が変わります

保育所や認定子ども園での保育利用と同様に幼稚園や認定子ども園での教育利用も保護者の所得に応じて市が保育料を定めることとなります。実際の保育料は、国が定める基準を上限として、現行の保育料を勘案して市が定めることとなります。

3つの認定区分と利用できる施設

Three authorization standards

- ▶ 現在、入所・入園しているお子さんを持つ方で、平成27年4月以降も継続してお子さんの入所や入園を希望される方も「保育の必要性」の申請手続きが必要です。
- ▶ 「保育の必要な事由」には、就労や出産、求職活動などさまざまな条件があります。また、ひとり親家庭など家庭環境により保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

保育の必要性の認定制度

認定区分	対象となる方	利用施設
1号認定 〔教育標準時間認定〕	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園 認定子ども園
2号認定 〔満3歳以上・保育認定〕	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合	保育所 認定子ども園
3号認定 〔満3歳未満・保育認定〕	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合	保育所 認定子ども園 地域型保育

▶ 認定こども園とは、就学前の子に教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を実施する施設です。

小学校からも安心!

小学6年生まで
放課後児童クラブを
利用できるようになります

Juvenile club

新制度では、地域のニーズに合わせ、放課後児童クラブを拡大し、職員の資質や施設、設備、児童の集団の規模などについて新たに基準を定め、量の拡充と質の向上を図っていきます。また、小学6年生まで利用できるようになります。

